

発議第2号

志木市議会議員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び志木市議会
会議規則第14条の規定により提出します。

平成27年12月17日

提出者	志木市議会議員	鈴木 潔
賛成者	志木市議会議員	小山 幹雄
〃	〃	有賀 千歳
〃	〃	吉川 義郎
〃	〃	西川 和男
〃	〃	内山 純夫
〃	〃	伊地知伸久
〃	〃	池ノ内秀夫
〃	〃	永井 誠
〃	〃	磯野 晶子
〃	〃	天田いづみ

志木市議会議長
河野芳徳様

提案理由

志木市議会の議員の定数を変更したいので、地方自治法第91条第
1項の規定により、この案を提出するものである。

志木市議会議員定数条例の一部を改正する条例

志木市議会議員定数条例（平成12年志木市条例第41号）の一部を次のように改正する。

本則中「15人」を「14人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。